

筑西広域市町村圏事務組合行政不服審査法関係手数料条例

平成 29 年 2 月 23 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料のうち、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、その事務について徴収する手数料は、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第 2 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項(他の法令において準用する場合を含む。)の条例で定める手数料の額及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収)

第 3 条 手数料は、法第 38 条第 1 項（法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第 81 条第 3 項の規定において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付のときに、これを徴収する。

(手数料の減免)

第 4 条 審理員（法第 11 条第 2 項に規定する審理員をいう。）は、審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

区分		金額
1 書面等を複写機により用紙に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 30 円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 30 円

備考

- 1 用紙は、日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙をいう。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。